事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指定年月日
グループホーム ふれあい家族の家	医療法人社団 仁水会	平成 16 年 3 月 1 日
下益城郡小川町南部田 131 番地 1		

熊本県告示第 178 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 16 年 3 月 10 日

【痴呆対応型共同生活介護】

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
グループホームまどか	特定非営利活動法人八竜会	平成 16 年 3 月 1 日
八代郡坂本村大字西部い 2877 番地 1		

熊本県告示第 179 号

昭和63年9月6日熊本県告示第618号の2(屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定)の一部を次のように改め、平成16年3月13日から施行する。

平成 16 年 3 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

3の項の表 24 の 1 の項及び 24 の 2 の項を次のように改める。

24 の 1	鹿児島本線(都市計画区	第3種	福岡県との境界	八代駅	鉄道敷から 100
	域の用途地域を除く区間)	禁止地域			メートル以内
24 の 2	鹿児島本線(都市計画区	第3種	福岡県との境界	八代駅	鉄道敷から 30
	域内の用途地域内の区間)	禁止地域			メートル以内

3の項の表に次のように加える。

24の11	肥薩おれんじ鉄道	第3種	八代駅	鹿児島県との境界	鉄道敷から 100
	(都市計画区域の用途地	禁止地域			メートル以内
	域を除く区間)				
24の12	肥薩おれんじ鉄道	第3種	八代駅	鹿児島県との境界	鉄道敷から30
	(都市計画区域内の用途	禁止地域			メートル以内
	地域内の区間)				

熊本県告示第 180 号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。 平成16年3月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡富合町(国有林。次の図に示す部分に限

る。)

- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

1

(1) 立木の伐採の方法

ア
次の森林については、主伐は、択伐による。

下益城郡富合町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに富合町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 181 号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。